

変更届出書の記載例

別記様式(第2条関係)

路外駐車場設置 (変更) 届出書

年 月 日

昭島市長 殿

昭島市田中町1-17-1
昭島田中町パーキング(株)
代表取締役
昭島 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称	昭島シティ駐車場 昭島シティ第一駐車場				
2	駐車場の位置	東京都昭島市田中町1-17-1				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積			2,800.00 平方メートル	1,400.00 平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)			9,479.00 平方メートル	1,400.00 平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	3,106.50 平方メートル (駐車台数 247 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台
					特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台
				小計	3,106.50 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車
特定自動二輪車						平方メートル 駐車台数 台
小計				平方メートル		
車路等の面積(B)		4,754.50 平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	612.50 平方メートル 0.00 平方メートル (駐車台数 49 台) (駐車台数 0 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	762.50 平方メートル 駐車台数 49 台	
				特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 40 台	
			小計	612.50 平方メートル 762.50 平方メートル		

変更届出書の記載例

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
		車路等の面積(D)	787.50 平方メートル 855.50 平方メートル			
	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	612.50 平方メートル 3,106.50 平方メートル (駐車台数 49 台) (駐車台数 247 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	762.50 平方メートル	
四輪車 駐車台数 49 台						
特定自動二輪車 駐車台数 40 台						
小計		612.50 平方メートル 3,869.00 平方メートル				
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
			四輪車 駐車台数 台			
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分		鉄骨造 (地上6階)			
	ロ 建築物でない部分		アスファルト舗装			
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備		警報装置			
6	附帯業務のための施設		なし			
7	従業員概数		1 名 5 名			
8	供用開始(予定)日		令和3年7月1日 令和5年8月1日(予定)			

(注)道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

変更届出に必要な書類一覧

- 注) 1 設置変更届は法第 12 条、管理規程一部変更届は法第 13 条の規程に基づきます。
 2 必要書類は添付書類を含め 2 通（出入口変更の場合は 3 通）提出してください。

変 更 の 内 容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添 付 書 類 等
管理者の変更(名称変更含む) ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐 車 場 の 位 置 の 変 更 (町名地番変更によるもの)	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
規 模 } 構 造 } の変更 設 備 }	○	—	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	—	
駐車料金の変更	—	○	理由書及び指示されたもの
供 用 時 間 } 供 用 契 約 } の変更 省令で定められた事項 }	—	○	

- 3 設置変更届は所定の用紙を、管理規程一部変更届には所定の様式を用いてください。
 4 路外駐車場設置変更届（規模・構造・設備の変更は除く）、管理規程一部変更届等の変更届は、郵送でも承ります。
 5 副本交付に際し郵送をご希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）のご用意をお願いします。